

京都市告示第 332 号

元離宮二条城条例施行規則第 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり元離宮二条城の開城時間、受付時間及び休城日を一部変更します。

平成 24 年 11 月 22 日

京都市長 門川 大作

1 変更する日

平成 25 年 1 月 2 日から 4 日まで

2 開城時間及び受付時間

開城時間を午前 10 時から午後 4 時までとし、受付時間を午前 10 時から午後 3 時までとする。

ただし、二の丸御殿については公開しない。

(元離宮二条城事務所)